

中の村自治会 防災分科会 (第2回)

日時：R7年1月30日(木) 19時～約60分

場所：川地コミュニティ図書室

出席者(敬称略)：

専門委員：玉岡秀利(座長、防災学識経験者)、角谷浩規(ぬくもり施設長)

深水美樹(民生委員)、森田健二(防災士)

常会長：今谷眞弓(市場)、犬石国男(駅組)、中田 猛(大坪)、

荒瀬町子(木舟)、川本正勝(中所、兼務)

自治会役員：小松木 明(会長)、長岡憲治(副会長)、川本正勝(事務局長)、

宮崎美幸(会計) 末國富雄(副会長、分科会事務局)

議事次第

1. 出席者自己紹介

順番に自己紹介(挨拶は無し)

2. 中の村自治会「防災の手引き」を作る意味

資料-3と資料-4、事務局が説明、座長が補足説明、意見交換と確認

3. 「防災の手引き」の作成日程

資料-2、事務局が説明、意見交換

4. 「防災の手引き」の項立て案

資料-1、事務局が簡単に説明、意見交換

5. 「防災の手引き」の項目ごとの具体的内容と担当者および中心になる者

資料-2、座長が進行し、項目順に検討していく。

(担当者は今後約1か月かけて内容を検討する。第3回で担当を確定)

6. 第3回の開催計画

3月6日(木) 19時～「防災アンケートからの検討項目」説明(事務局)

各担当から実施(調査、市や連合自治会との協議、原稿作成)の可能性や計画を報告

実施体制の最終調整

閉会

資料-1 「中の村自治会 防災の手引き」の項立て（案）

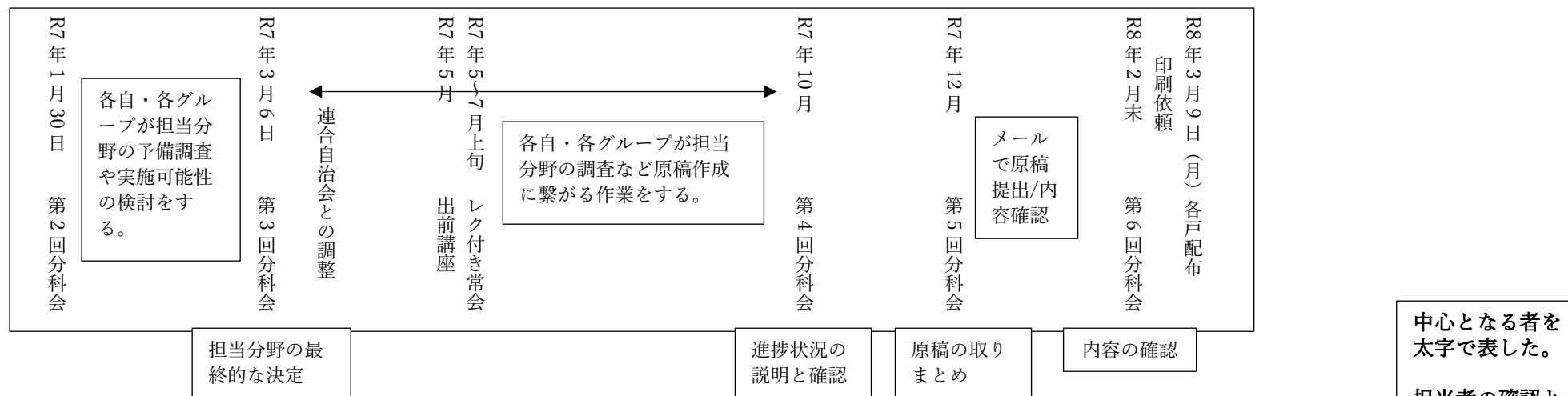
項目名	主な内容
1. はじめに	自治会が手引きを作る意義
2. 志和地の洪水	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される洪水の種類と過去の事例 ・ハザードマップとその意味 ・警戒レベル、避難指示について ・洪水情報の取得（情報源の種類、河川カメラ河川水位計） ・上志和地排水機場の能力と稼働体制、保守工事の内容と意義の把握
3. 防災意識の向上対策	
3.1 住民の防災意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ・レク付き常会の開催（分科会構成員がレクしたあと意見交換） ・市危機管理課などによる出張講座の開催 ・災害情報の取得手段と情報源
3.2 個人や各戸での備え（レク付き常会での課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持ち出し品のリスト（事例紹介、レク常会での訓練） ・各戸での備え（食料・必需品の備蓄、家財や農機具等の保管体制） ・家族間との連絡手段・方法の確認
3.3 避難要支援者とその家族の備えの在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持ち出し品、家族間や支援者との連絡手段・方法の確認 ・避難場所、避難ルートの確認と常会内での情報共有
3.4 自治会での準備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所・避難場所（自治会域内、常会ごと）の確認 ・避難要支援者（要介護、高齢者など）の把握 ・非常時に使用する資機材のリストアップと整備 ・災害時の関連団体・個人のリストアップと協力体制の内容検討および協力体制の構築 ・常会への支援体制検討案の作成
3.5 個別タイムラインの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・防災用個別タイムラインの作り方（手引き）の作成 ・常会を通じた普及と啓発
4. 洪水警報発令時の対応	
4.1 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・個人ができる情報収集（情報の種類、具体的な情報源） ・情報の伝達（常会長や自治会の関与の仕方）
4.2 避難指示への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の判断基準（判断基準の種類とそのレベル） ・避難要支援者およびその家庭の対応 ・避難行動の呼びかけ（常会や近隣の関与の仕方）
5. 避難行動	
5.1 避難ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性の確認情報の入手方法 ・域内の危険個所のリストアップ ・夜間や悪天候時の注意
5.2 避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・車両による避難 ・避難するモノ（ペット、家財ほか）

	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時に確認すべきこと ・避難支援の受け方
5.3 避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・域内の避難場所（福祉避難所を含む）リストと収容人員、設備状況 ・避難時携行品、避難場所での過ごし方 ・避難所の運営
6. 災害発生時の自治会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・「どんなことが出来るか／するのか」についてまず検討 ・情報収集と伝達、安否確認、救援活動など ・災害時の自治会役員の対応の仕方 ・常会や連合自治会との連携
7. 災害後の自治会等の対応	
7.1 被害状況の把握と記録	<ul style="list-style-type: none"> ・体系的な被害状況把握調査の仕方 ・連合自治会や行政との連携
7.2 復旧支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者、被害地区との対応（片付け作業など） ・支援制度、補助制度の紹介と手続き補助
7.3 災害記録の作成と発信	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の公表 ・災害を通じた教訓や再発防止策の発信

資料-2 作成日程と項目の内容及び担当者（案）

中の村自治会版の「防災の手引き」の内容をより詳しく書き示した案です。この内容に沿って各担当が活動し原稿を作っていきます。

日程表（案）



タイトル：中の村自治会 防災の手引き （A4 版冊子 20 ページ、カラー印刷 100 部作成で約 11 千円）

写真や図も収集して掲載する。

項目名	主な内容	記述する内容	担当者
1. はじめに	自治会が手引きを作る意義	自治会区域の災害に限定することで災害の種類と発生場所が限定でき、住民に分かりやすい手引きが作れる。 → 対象地域が広いほど内容は具体性を欠く。	事務局
2. 志和地の洪水 ハザードは洪水に限定	<ul style="list-style-type: none"> 想定される洪水の種類と過去の事例 ハザードマップとその意味 警戒レベル、避難指示について 洪水情報の取得（情報源の種類、河川カメラ河川水位計） 	<ul style="list-style-type: none"> 連合自治会の資料を探す。他に資料があるか？ R6 年 6 月 14 日に市は新たなハザードマップを公表（志和地地域は変更なしで最大で 3~5m の冠水）。 → 市「防災情報」ページには多くの情報あり 基礎的な情報なので簡単に説明する。 どのような情報があるかを説明する。 → 必要ならカメラ増設要求（分科会として） 	事務局

	<ul style="list-style-type: none"> ・上志和地排水機場の能力と稼働体制、保守工事の内容と意義の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・この排水機場は現在改修中だが、改修の内容やその効果は地元説明されていない（自治会の対応不足）。 →市担当課に資料提供を求めて内容を手引きに載せる。 	
3. 防災意識の向上対策 3.1 住民の防災意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ・レク付き常会の開催（分科会構成員がレクしたあと意見交換） ・市危機管理課などによる出張講座の開催 ・災害情報の取得手段と情報源 	<p>R7年5月～6月の間に開催（常会長と調整）、レクする人は玉岡座長</p> <p>「防災・減災のススメ ～自助・共助について考えよう～」危機管理課ネット以外にどのような情報源があるか？</p>	玉岡座長 事務局
3.2 個人や各戸での備え (レク付き常会での課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持ち出し品のリスト（事例紹介、レク常会での訓練） ・各戸での備え（食料・必需品の備蓄、家財や農機具等の保管体制） ・家族間との連絡手段・方法の確認 	<p>既成のリストがあるので、それを自治会版に作り替える。</p> <p>対象物の検討（例えばトイレ浄化槽のエアポンプなど）</p> <p>高齢独居者の対応 ← 要支援者情報の収集と関連</p>	玉岡座長 森田委員 事務局
3.3 避難要支援者とその家族の備えの在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持ち出し品、家族間や支援者との連絡手段・方法の確認 ・避難場所、避難ルートの確認と常会内での情報共有 	<p>避難要支援者に関する資料やノウハウの収集</p> <p>常会が関与できるか？</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">常会長の意見</div>	角谷委員 深水委員 事務局
3.4 自治会での準備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所・避難場所（自治会域内、常会ごと）の確認 ・避難要支援者（要介護、高齢者など）の把握 ・非常時に使用する資機材のリストアップと整備 ・災害時の関連団体・個人のリストアップと協力体制の内容検討および協力体制の構築 ・常会への支援体制検討案の作成 	<p>三次市が警戒レベル3（高齢者等避難）や4（避難指示）を出したときに自治会役員は何をするのか。</p> <p>歴代の自治会役員に引き継ぐことのできる内容を作る。</p> <p>このために、①役員が素案を作り、②連合自治会とも連携し、③理事会などで実行できる内容を固める。</p>	(自治会三役) 小松木会長 長岡副会長 川本事務局長
3.5 個別タイムラインの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・防災用個別タイムラインの作り方（手引き）の作成 ・常会を通じた普及と啓発 	<p>個別タイムラインの作り方と事例も「防災の手引き」に含める。</p>	玉岡座長 事務局
4. 洪水警報発令時の対応 4.1 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・個人ができる情報収集（情報の種類、具体的な情報源） ・情報の伝達（常会長や自治会の関与の仕方） 	<p>警戒レベル3～4が出された時の情報収集と伝達 必要に応じて常会や自治会と意見調整する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">常会長の意見</div>	情報担当委員 事務局

4.2 避難指示への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の判断基準（判断基準の種類とそのレベル） ・避難要支援者およびその家庭の対応 ・避難行動の呼びかけ（常会や近隣の関与の仕方） 	常会長さんの意見	角谷委員 深水委員 事務局
5. 避難行動 5.1 避難ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性の確認情報の入手方法 ・域内の危険個所のリストアップ ・夜間や悪天候時の注意 	中の村域内について具体的に検討し記述する。	玉岡座長 森田委員
5.2 避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・車両による避難 ・避難するモノ（ペット、家財ほか） ・避難時に確認すべきこと ・避難支援の受け方 	内水洪水発生域ではボートが要る。	森田委員 事務局
5.3 避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・域内の避難場所（福祉避難所を含む）リストと収容人員、設備状況 ・避難時携行品、避難場所での過ごし方 ・避難所の運営 	川地コミュニティの使用条件 連合自治会との調整	角谷委員 森田委員 玉岡座長
6. 災害発生時の自治会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・「どんなことが出来るか／するのか」についてまず検討 ・情報収集と伝達、安否確認、救援活動など ・災害時の自治会役員の対応の仕方 ・常会や連合自治会との連携 	連合自治会と調整しながら作成する。 常会長さんの意見	(自治会三役) 小松木会長 長岡副会長 川本事務局長
7. 災害後の自治会等の対応 7.1 被害状況の把握と記録	<ul style="list-style-type: none"> ・体系的な被害状況把握調査の仕方 ・連合自治会や行政との連携 	危機管理課から基本的な情報収集した上で関係者・団体から情報収集する。	事務局
7.2 復旧支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者、被害地区との対応（片付け作業など） ・支援制度、補助制度の紹介と手続き補助 	同上	事務局
7.3 災害記録の作成と発信	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の公表 ・災害を通じた教訓や再発防止策の発信 	同上	事務局

第4項 市民等の避難誘導に関する計画

1 方針

災害により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流等が発生した場合には、市長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

この計画では、避難情報等、避難誘導について定める。指定緊急避難場所・指定避難所は資料編「資料2-7-1 避難施設の状況」参照。

2 防災気象情報等と避難情報

警戒レベル	発令主体	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報 (避難情報等)
警戒レベル5	市	既に災害が発生しており、命を守るための最善の行動をとる	緊急安全確保
警戒レベル4	市	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生する恐れが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	避難指示
警戒レベル3	市	高齢者等は避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	気象台	避難行動を確認する。	大雨注意報 洪水注意報
警戒レベル1	気象台	災害への心構えを高める	警報級の可能性

資料編「資料3-2-3-12 洪水及び土砂災害に係る警戒レベルと避難情報等」参照。

3 避難の指示等

(1) 避難等の指示権者

ア 災対法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合。	立退き、立退き先又は緊急安全確保を指示する。	災対法 第60条第1項
知事	同上の場合 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同 上	災対法 第60条第6項
警察官	同上の場合 市長が指示できないとき又は市長が要求したとき。	同 上	災対法 第61条
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合。	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	災対法 第63条第1項
警察官	同上の場合 市長又は委任を受けた市の吏員が現場にいないとき又は市長等が要求したとき。	同 上	災対法 第63条第2項
自衛官	同上の場合 市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同 上	災対法 第63条第3項

イ その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項	
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合。	区域から退去を命じ、又は区域への出入りを禁止、制限する。	消防法	第28条 第1項
警察官	同上の場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同 上		第28条 第2項
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合。	同 上	水防法	第21条 第1項
警察官	同上の場合 水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき。	同 上		第21条 第2項
知事、その命を受けた県職員、水防管理者	洪水の氾濫により著しい危険が切迫した場合。	必要と認める区域の居住者に立退きを指示。		第29条
知事、その命を受けた県職員	地すべりの危険が切迫した場合。	必要と認める区域内の居住者に立退きを指示。	地すべり等防止法 第25条	
警察官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合。	関係者に警告を発する。危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法 第4条	

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
自衛官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいるとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合。	同上	自衛隊法第94条

(2) 避難の指示

ア 法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難の指示を発し避難させる。

イ 避難の指示をしても避難せず、特に急を要する場合には、警察官職務執行法第4条の規定に基づき、警察官の措置により避難させる。

(3) 避難の指示等の基準

ア 避難指示等の発令の考え方と住民に求める行動

区分	発令の考え方	立退き避難が必要な住民に求める行動
高齢者等避難 (レベル3)	1 気象予警報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され事前の避難準備をすることが適当であると判断されるとき。	<ul style="list-style-type: none"> 立退き避難の準備をする。 避難行動要支援者は、立退き避難を開始する。
避難指示 (レベル4)	1 状況の悪化によって、事前に避難を要すると判断されるとき 2 災害を覚知し、かつ災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。	<ul style="list-style-type: none"> 立退き避難をする。
緊急安全確保 (レベル5)	災害が発生又は切迫した時	<ul style="list-style-type: none"> 緊急に立退きができない者は、屋内での安全確保等によりの命を守る行動をとる。

イ 災害種別の具体的な判断基準

水害、土砂災害に関する避難指示等の発令は、以下の基準に基づき行う。

発令区分	水害		土砂災害
	洪水予報河川・水位周知河川		
高齢者等 避難 (レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれか1つに該当する場合 1 河川水位が避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれる場合 2 国土交通省から指定河川について氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合 3 堤防の漏水等が発見された場合 		<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれか1つに該当する場合 1 大雨警報（土砂災害）〔土壌雨量指数基準146〕が発表され、かつ「土砂災害警戒情報を補足する情報」の三次市域が以下の場合 ・土砂災害警戒判定メッシュ情報：赤（大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合） ・土砂災害危険度情報：赤（大雨警報基準値超過）

発令区分	水害	土砂災害
	洪水予報河川・水位周知河川	
	4 水防団待機水位を超えた状態で、洪水害の危険度分布で「警戒」（赤色）が表示された場合 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	2 数時間後に、避難経路等の事前通行規制等の基準値（資料編「資料3-2-4」参照）に達することが想定される場合 3 大雨注意報〔表面雨量指数基準8又は土壌雨量指数基準129〕が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）〔土壌雨量指数基準146〕に切り替える可能性が言及されている場合 4 強い雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 （レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれか1つに該当する場合 1 河川水位が氾濫危険水位に到達し、更に水位上昇が見込まれる場合 2 国土交通省から指定河川について氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合 3 広島県から水位周知河川について氾濫危険情報が発表された場合 4 堤防の異常な漏水等が発見された場合 5 避難判断水位を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で「危険」（紫色）が表示された場合 6 ダム管理者から異常洪水時防災操作移行の予告（3時間前）通報（又はダム操作に関する重要情報等の連絡）があった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれか1つに該当する場合 1 気象庁及び広島県が三次市を警戒対象地域として土砂災害警戒情報を発表した場合 2 大雨警報（土砂災害）〔土壌雨量指数基準146〕かつ、「土砂災害警戒情報を補足する情報」の三次市域が以下であり、更に降雨が継続する見込みである場合 ・土砂災害警戒判定メッシュ情報：紫（危険） ・土砂災害危険度情報：薄い紫（2時間後までに基準値超過） 3 大雨警報（土砂災害）〔土壌雨量指数基準146〕が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報〔110mm/h〕が発表された場合 4 土砂災害の前兆現象（湧水、地下水のにごり、溪流の水量の変化など）が発見された場合
緊急安全確保 （レベル5）	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれか1つに該当する場合 1 河川水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合 2 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 5 堤防が決壊又は越水・溢水が発生した場合 6 ダム管理者から異常洪水時防災操作移行の予告（1時間前）通報（又はダム操作に関する重要情報等の連絡）があった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれか1つに該当する場合 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の発生が確認された場合

注. 夜間であっても躊躇なく避難指示等を発令する。

注. 土砂災害のうち、〔 〕は三次市の発表基準（資料編「資料3-2-3-1 広島地方气象台が発表する注意報、警報及び特別警報」参照）

注. 土砂災害について、地震発生により降雨等による二次災害のおそれのある地域は、雨量・水位等による避難指示等の基準を設ける（大規模地震の場合、気象庁が基準を下げて運用する「土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用」に準じることとする）

○水害の具体的な発令基準

<国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所管轄>

河川	観測所		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	区分	
	位置		氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水 予報	水防 警報
			避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位		
江の川	吉田	安芸高田市	5.90	6.50	7.59	○	○
	粟屋	三次市	6.10	6.50	10.20	○	○
	尾関山	三次市	8.90	9.50	13.36	○	○
	大津	島根県	8.10	9.00	13.73	○	○
馬洗川	南畑敷	三次市	5.60	6.00	7.42	○	○
西城川	三次	三次市	5.60	5.90	7.13	○	○
神野瀬川	神野瀬川	三次市	5.10	5.50	7.84	○	○

注. いずれも江の川水系

<広島県北部建設事務所管轄>

河川	観測所		高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	区分	
	位置		氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険情報 (洪水警報)		水位 周知	水防 警報
			避難判断水位	氾濫危険水位	越水開始水位		
馬洗川	岡田	三次市	3.30	3.50	3.80	○	○
	三玉	三次市	2.05	2.25	2.62	○	○
西城川	小文	三次市	4.80	5.30	6.39	○	○
神野瀬川	藤兼	三次市	3.35	3.50	3.82	○	○
上下川	二森	府中市	—	—	—	—	○
	上安田	三次市	3.80	4.05	4.32	○	—
	計納	三次市	3.95	4.05	4.15	○	—
美波羅川	小田幸	三次市	1.80	2.15	2.67	○	○
	上壺	三次市	1.40	1.65	1.94	○	○
板木川	下志和地	三次市	1.85	2.20	2.75	○	○
国兼川	和知	三次市	2.10	2.40	2.83	○	○
布野川	下布野	三次市	1.55	1.90	2.39	○	○
北溝川	十日市	三次市	1.00	1.20	1.47	○	—

注. いずれも江の川水系

避難指示については、氾濫危険水位を超過して、なお水位上昇が見込まれる場合、河川水位が堤防を越えるおそれが想定される場合において発令する。

ウ 発令区域

(ア) 洪水

イに掲げる河川の流域毎

(イ) 土砂災害

各支所及び旧三次市の地域毎

(4) 高齢者等避難の伝達

ア 市は、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することや風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

発災時には（災害が発生するおそれがある場合も含む。）、必要に応じ高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

イ 伝達の方法

災害危険区域の市民への避難指示の伝達は、概ね次の方法によって周知徹底を図る。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て市民への周知徹底を図る。この場合において、避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。また、住民の避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。

- ・音声告知放送，インターネット，携帯電話（登録制メール，エリアメール含む），防災アプリ，広報車，サイレン信号，ケーブルテレビ，ラジオ，拡声器
- ・旧三次市域に避難情報又は避難指示を発令する場合は，サイレン吹鳴することとし，サイレン信号は次の表による。

10秒	10秒	10秒	10秒	10秒	10秒	10秒	10秒	10秒
吹鳴	→	休止	→	吹鳴	→	休止	→	吹鳴

- ・洪水時における伝達は水防計画による。（別冊水防計画書参照）

ウ 避難指示等において明確にする内容

市長の避難の指示をする者は、次の内容を明確にしておく。

- ・指示対象区域
- ・避難先
- ・避難経路
- ・避難指示の理由
- ・その他必要とする事項

(5) 避難指示等の発令・伝達マニュアルの作成

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、発令基準を明確にし、どの地域の、誰に、どういったタイミングで、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示等の発令・伝達マニュアルを作成しておくものとする。市は、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、災害の特性に応じた実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。県は、マニュアルの作成及び見直しについて、市と積極的に連携し、支援するものとする。

(6) 避難指示等についての注意事項

ア 避難指示は、発表者、避難を命ずる理由、避難対象地域、指定緊急避難場所及び経路を明確にし、避難場所はあらかじめ選定しておく。避難等の指示権者は、不在等により避難指示等の発令が遅れることがないように、あらかじめ職務代理者を明確にしておくものとする。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

イ 市は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示等を発するための情報の収集方法等について定めておく。

ウ 市は、土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予想される地域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、潮位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難指示等を発する場合の具体的基準を設定しておく。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

エ 市は、あらかじめ避難指示等を住民に伝達する方法を明らかにし、住民に周知徹底しておく。

オ 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝えることに努めるものとする。

キ 市は、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

ク 市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、緊急安全確保といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

ケ 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないよう事前に協議しておく。

(7) 避難指示等に係る助言

市長は、避難指示等をしようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

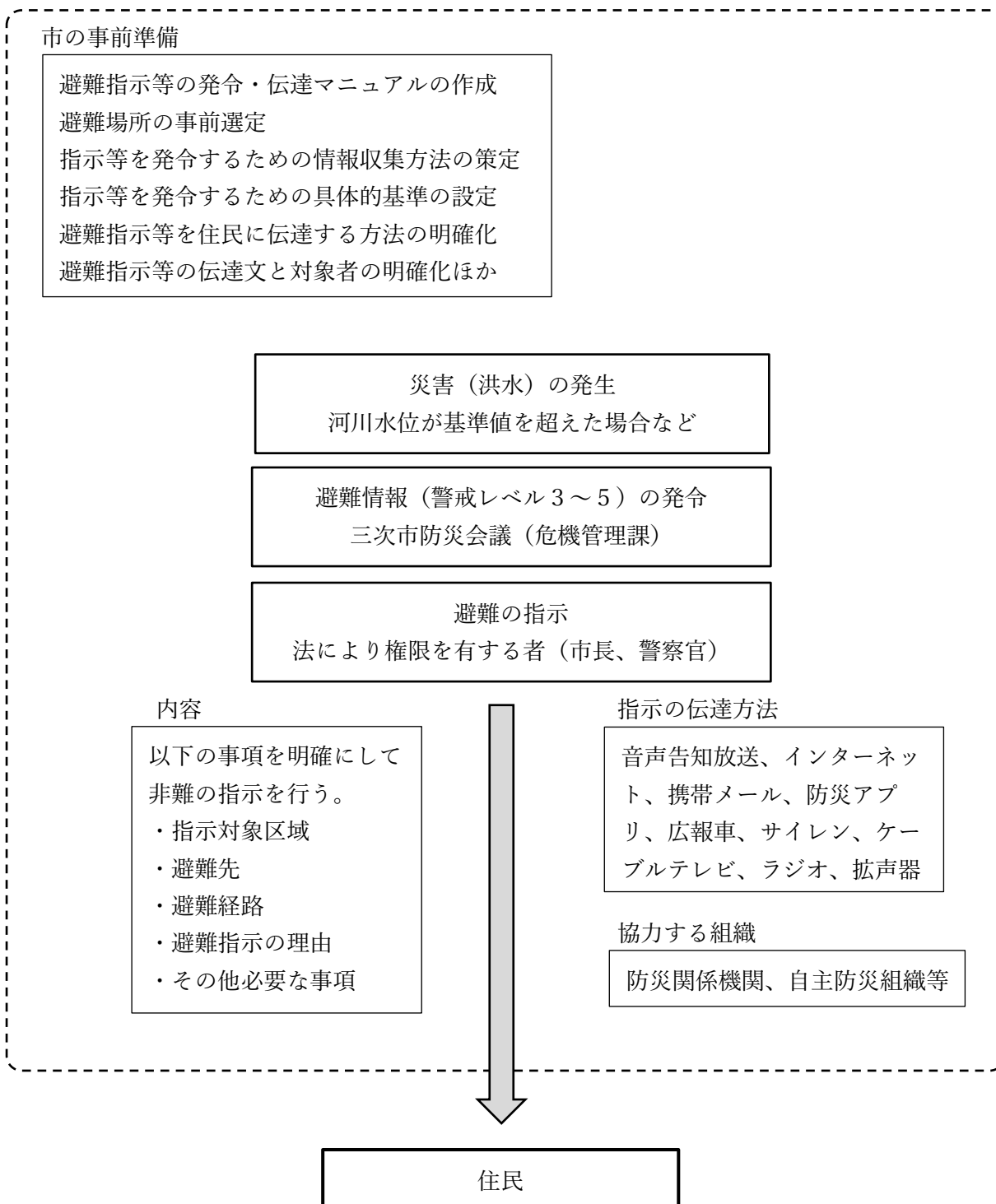
助言を求められた国又は県は、市町が適切な時期に避難指示等を発令できるよう必要な助言を行うものとする。

また、国及び県は、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

国及び県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

資料-4 災害時の対応 ～中の村自治会「防災の手引き」の意味～

災害対応策計画の第4項 市民の避難誘導に関する計画（資料-3）の要約



市はこの災害応急対策計画に書かれていることを実施しているのか
市の定める伝達方法で避難指示等は住民に届くのか
市担当課（危機管理課）は、防災面で住民自治組織をどう位置付けしているのか

自治組織の防災面での意義（住民の防災意識向上、避難時の対応、被害の把握など）
他の分野（地域振興、福祉、教育など）もあるのではないか？